

千葉県厚生農業協同組合連合会個人情報保護方針

千葉県厚生農業協同組合連合会

平成 17 年 3 月 22 日制定

平成 27 年 9 月 25 日改正

平成 29 年 6 月 21 日改正

令和 4 年 4 月 25 日改正

千葉県厚生農業協同組合連合会（以下「当厚生連」といいます。）は、健診受診者・介護サービス利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当厚生連の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当厚生連は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令及び個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

「個人情報」とは、保護法第 2 条第 1 項、第 2 項に規定する、生存する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものをいいます。さらに、厚生労働省ガイダンスでは、「死者に関する情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報となる」と規定しており、以下も同様とします。

また、当厚生連は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令及びガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法第 2 条第 8 項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当厚生連は、個人情報の取扱いにおいて利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめ、ご本人の同意を得た場合及び法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下も同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、又は公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当厚生連は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当厚生連は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員及び委託先を適正に監督します。

なお、個人データとは、保護法第 16 条第 3 項が規定する、個人情報データベース等（保護法第 16 条第 1 項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い

当厚生連は、仮名加工情報（保護法第 2 条第 5 項）及び匿名加工情報（保護法第 2 条第 9 項）の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

6. 第三者提供の制限

当厚生連は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当厚生連は、番号利用法第 19 条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 要配慮個人情報の取り扱い

当厚生連は、本人の要配慮個人情報については、あらかじめ本人の同意を得ている場合や法令等に基づく場合等を除き、取得いたしません。

8. 開示・訂正・利用停止等

当厚生連は、保有個人データ等について、法令に基づきご本人からの開示・訂正・利用停止等に応じます。

保有個人データとは、保護法第 16 条第 4 項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当厚生連は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当厚生連は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

以 上